

## 旅費交通費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）の会員及び講演講師などの旅費及び交通費に関する基準を定めるものとする。

(旅費交通費の支給)

- 第2条 会員が本会の会務で旅行する場合は、旅費を支給する。
2. 会員以外の者が講師などで事業に参加する場合は、旅費及び宿泊料を支給する。
  3. 会員が本会会務に参加する場合は、交通費を支給する。
  4. 会員が本会会務のために宿泊が必要な場合は、宿泊料を支給する。

(旅費交通費の種類)

第3条 旅費及び交通費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

(旅費交通費の計算)

- 第4条 旅費及び交通費は、最も経済的な経路及び方法による場合の実費を支給する。
2. 交通費の内、自家用車を使用した車賃は、理事会で定めた別表1に従って支払う。
  3. 会員の宿泊料は、一泊10,000円を上限とした実費とする。
  4. 学会や講演会講師など、会員以外の宿泊料は、一泊10,000円を目安とした実費とする。
  5. 第2条第4項に規定した宿泊は、遠隔地での事業開催や準備、講師接待などに限られる。また、会長や各局長、地区担当理事が認めた場合に限られる。
  6. 会員が国外を旅行する場合の旅費の支給額は、その都度理事会が決定する。

(予算・会計)

第5条 予算及び決算、会計処理の方法は、本会が定める会計処理規程などの諸規程に則り行う。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。ただし試行期間を設け、その間は規約担当窓口が必要に応じて変更を行うことができる。

(附 則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行（平成24年3月31日まで）
- ・平成24年4月1日より施行

別表1（車賃）

	算 定 基 準	距離 単位：km	費用
県 内	・職場から会場までの片道の距離数から算定 ・距離数を6段階に分けて費用を設定 ・高速料金は、使用に関わらず費用に含む	① 2未満 ② 2以上20未満 ③20以上40未満 ④40以上60未満 ⑤60以上80未満 ⑥80以上	① 0円 ② 500円 ③1,000円 ④1,500円 ⑤2,000円 ⑥2,500円
県 外	・職場から会場までの実際の距離数から算定 ・リッター10km、請求時のガソリン単価を基に算定 ・高速料金は、別途実費を支給		